

都市計画法施行規則第60条（開発行為又は建築等に関する証明願）申請必要書類一覧

1 書類

○：添付要 △：必要に応じて添付要

※：(旧)住宅地造成事業に関する法律に基づく施行完了地区内の申請の場合は不要

☆：29条、43条許可済の場合は写しでも可

書類等の名称		説 明
申請書	○ (市規則第16条)	正本2部提出 (内1部については、証明書等の書類はコピーでも可。)
委任状	○	申請手続等を代理者が行う場合に添付する。委任者の署名又は記名押印が必要
理由書	○※	適合証明が必要となる申請理由を明確に記載する。
土地登記簿全部事項証明書	○ ☆	申請時以前3か月以内のもの。 法務局において取得したもので、インターネットによる取得は不可(1部はコピーでも可)
建物登記簿全部事項証明書	△※☆	申請時以前3か月以内のもの(申請地内に建築物がない場合は不要) 法務局において取得したもので、インターネットによる取得は不可(1部はコピーでも可)
土地、工作物の所有者の同意書	△※☆	開発行為等をしようとする土地及びこれらの土地にある建築物その他の工作物の所有権を有する者の同意書(所有者の住所等が登記簿上と異なる場合には証明書等の添付又は登記簿上の住所変更等が必要) 所有者と申請者が同一の場合及び借地契約が締結されている場合は不要
印鑑証明書	△※☆	所有者の同意書(土地、工作物)に押印したもの 申請時以前3か月以内のもの 所有者と申請者が同一の場合及び借地契約が締結されている場合は不要
借地契約書の写し	△※	申請地が借地の場合に必要
申請地現況写真	○※	2方向以上とする。
その他必要と認められる書類	△	許可等を受けている場合は、その写し 適用除外となる開発行為等に係る申請の場合は、その根拠となる書類等(例) ・農業の用に供する建築物、農家用住宅 → 農家証明 ・公益施設 → 公益事業であることを証する書類、補助金等の内示、法人登記簿謄本等 ・仮設建築物 → 土木事業等の内容を示す書類、確約書 ・車庫、物置等 → 既存の建築物が適法であることを証する書類、既存施設の使用状況、規模等に関する書類(建築物概要書)等

2 図面等

○：添付要 △：必要に応じて添付要 ☆：29条、43条許可済の場合は写しでも可

図面等の名称		明 示 す る 事 項
位置図	○	・都市計画図使用(ただし、(旧)住宅地造成事業に関する法律に基づく施行完了地区内の申請の場合は住宅地図等でも可。) ・方位、縮尺・申請地(朱書)
公図の写し	○ ☆	・方位、隣地の地番 ・申請地の地番、地目・申請地(朱書) ・法務局において取得したもので、インターネットによる取得は不可(1部はコピーでも可)
求積図	○	・縮尺、方位 ・実測図による三斜法又は座標計算表
予定建築物の配置図・平面図・立面図	○	・方位、縮尺 ・建築面積、延床面積、建ぺい率、容積率、最高の高さ、最高の軒の高さ ・排水施設の位置、経路
その他必要と認められる図面等	△	